

## ○一般競争入札方式（電子入札）実施要領

平成28年1月25日

理事通達第26号

福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステム（以下、「電子入札システム」という。）で行う電子入札（電子入札システムを用いて電磁的記録の送信により行う入札方法をいう。以下同じ。）による、一般競争入札方式の手続を下記のとおり定めたので通知します。

### 記

#### 1 対象工事

本手続の対象工事は、原則として、工事規模が5千万円以上の工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。)とする。

#### 2 入札の公告

- (1) 理事長は、1の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合は、開札の日の前日から起算して少なくとも40日前に、公社ホームページ及び電子入札システムにおいて公告するものとする。
- (2) 入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

#### 3 競争参加資格

工事請負契約等の取扱いに関する細則(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号。以下「契約等の取扱いに関する細則」という。)第4条第2号に定める競争に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)に関する事項として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 工事等請負業者の選定に関する細則(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号。以下「選定に関する細則」という。)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に係る工事の種別について、選定に関する細則に基づく一般競争有資格業者として認定を受けていること。
- (3) 対象工事の工事の種別に係る一般競争参加資格の認定の際に、選定に関する細則第7条に規定する客観的事項について算定した点数(客観点数)が、一定の点数以上であること。
- (4) 福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領(平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 対象工事と同種の工事の元請としての施工実績があること。(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。)  
なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者等が適正であること。(個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の施工経験をできるだけ詳細に明示するこ

と。)

- (7) 対象工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事であって、高度な施工技術を必要とするもの(以下「施工計画審査タイプ」という。)である場合においては、施工計画が適正であること。(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。)
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(「対象工事に係る設計業務等の受注者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、入札説明書において明示すること。)
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、当公社発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4 競争参加資格の決定

3に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、選定に関する細則第12条の2の規定に基づく競争参加資格審査委員会の審議を経て、理事長が決定するものとする。

なお、3(5)から(7)については、17に定める技術審査委員会を活用するものとする。

#### 5 入札説明書の作成及び提供方法

- (1) 入札説明書は、別に定める標準入札説明書例により作成するものとし、その他、入札公告、契約書案、金額を記載しない設計書、図面、仕様書、現場説明書及び競争入札心得(電子入札)を含めるものとする。
- (2) 入札説明書は、入札公告と併せて電子入札システムに掲載することによりダウンロードを可能とし、開札の日の前日まで掲載する。

#### 6 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- (1) 理事長は、当該工事の競争参加資格を審査するため、参加希望者から競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) (1)の申請書及び資料の提出期間は、公告の日の翌日から起算して10日間(対象工事が施工計画審査タイプである場合においては、25日以内)(週休日(日曜日及び土曜日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日(以下「公社の休日」という。)を除く。)とする。
- (3) 提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は理事長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- (4) (1)から(2)までに掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。
- (5) (1)から(3)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式及び方法により作成し提出すること。

- ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- ③ 提出された申請書及び資料は、公社において無断で他の目的のために使用しないこと。
- ④ 提出された申請書及び資料は、返却しないこと。
- ⑤ 提出期間経過後の申請書又は資料の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 申請書及び資料に関する問合せ先
- ⑦ その他理事長が必要と認める事項

## 7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、①及び②(対象工事が施工計画審査タイプである場合には、①から③まで)とするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。

なお、①及び②については、工事が完成し、引渡し完了しているものに限り記載することができるものとし、②については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

### ① 施工実績

3(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

### ② 配置予定の技術者

3(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験

### ③ 施工計画

3(7)に掲げる資格があることを判断できる施工方法等の技術的事項に対する所見

- (2) 理事長は、特に必要があると認めるときは、(1)①から③までに加えて、(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 8 資料のヒアリング

- (1) 理事長は、対象工事が施工計画審査タイプである場合において、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

- (2) ヒアリングは、申請書及び資料の提出期間の最終日の翌日から、9(3)の競争参加資格の確認結果の通知の日の前日までの間に行うものとする。

- (3) ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

### ① ヒアリングを実施する旨

### ② ヒアリングの日時及び場所

### ③ その他理事長が必要と認める事項

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 理事長は、競争参加資格審査委員会の審議を経て、申請書及び資料の提出者の競争

参加資格の有無について確認を行うものとする。

- (2) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期間の最終日を基準日として行うものとする。
- (3) 理事長は、原則として、申請書及び資料の提出期間の最終日の翌日から起算して10日以内(対象工事が施工計画審査タイプである場合には、20日以内)(公社の休日を除く。)に競争参加資格の確認の結果を、申請書及び資料の提出者に対し、電子入札システムによって通知するものとする。
- (4) (3)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期間内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる旨を明記するものとする。
- (5) (2)及び(3)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、9(3)の通知をした日の翌日から起算して7日以内(公社の休日を除く。)に、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面(様式は任意)を持参又は郵送することにより行うものとし、電子メールによるものは受け付けないものとする。
- (3) (2)の書面の提出場所は、総務部財務課とする。
- (4) 理事長は、原則として、(1)の期間の最終日の翌日から起算して10日以内(公社の休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) 理事長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、9(3)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- (6) 理事長は、(4)の回答及び(5)の通知を行う場合は、競争参加資格審査委員会の審議を経て行うものとする。
- (7) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 11 現場説明会

- (1) 現場説明会は、理事長が特に必要があると認めた場合を除き、行わないものとする。
- (2) 現場説明会を行う場合においては、現場説明会を行う旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - ① 現場説明会を行う旨
  - ② 現場説明会の日時及び場所
  - ③ その他理事長が必要と認める事項
- (3) 現場説明会を行う日は、10の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続が終了した日以降とし、原則として、開札の日の10日前までとするものとする。

#### 12 入札説明書等に対する質問

- (1) 現場説明及び入札説明書等に対する質問書の提出があった場合においては、その質

問書に対する回答書を閲覧に供するとともに、電子入札システム等に掲載するものとする。

- (2) 質問書の提出期間は、原則として、公告の日の翌日から、9(3)の競争参加資格確認の通知を行った日の翌日(公社の休日を除く。現場説明会を行う場合においては、公告の日の翌日から、現場説明会の日の翌日)までとする。
- (3) 質問書の提出場所は、総務部財務課とする。
- (4) 質問書の提出は、原則として、電子メールにより行うものとする。
- (5) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から5日以内(公社の休日を除く。)に行うものとし、9(3)の競争参加資格確認の通知を行った日以降に行われた質問に対する回答は、14の入札書提出締切日の2日前(公社の休日を除く。)までに行うものとする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧場所は、総務部財務課とする。
- (7) (1)から(6)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

### 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除するものとする。
- (2) 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、銀行又は理事長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

### 14 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類の提出

- (1) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類(以下「入札書等」という。)の提出は、電子入札システムにより行うものとする。
- (2) 入札書等の提出期限は、入札公告等に示した入札書提出締切日時までとする。
- (3) 入札書等が提出期限までに公社に到達しない場合は、いかなる理由があっても、当該入札を辞退したものとみなす。
- (4) (1)から(3)に掲げる事項を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

### 15 開札

- (1) 開札は、原則として、9(3)の競争参加資格の確認の結果を通知した日の翌日から起算して7日以内(公社の休日を除く。)(ただし、9(3)の競争参加資格の確認の結果の通知において、競争参加資格がないと認めた者がいた場合は、その者からの説明要求期限等を考慮した日)に行うものとする。ただし、9(4)の競争参加資格がないと認めた者があった場合は、速やかに修正公告を行う。

- (2) 開札は、入札公告で示した日時及び場所において、入札者又はその代理人(以下「入札立会人」という。)を開札に立ち合わせることができる。なお、入札立会人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) (1)から(2)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 16 入札の無効

- (1) 次の各号に掲げる入札は無効とする
  - ①入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - ②申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
  - ③入札に関する条件に違反した入札
  - ④契約等の取扱いに関する細則第10条の各号に掲げる入札
  - ⑤競争入札心得(電子入札)第11条の各号に掲げる入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び3に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (3) 前2項の内容を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 17 技術審査委員会

- (1) 理事長は、7に掲げる資料を審査するため、公社に技術審査委員会を設けるものとする。
- (2) (1)の技術審査委員会の構成及び運営については、別に定める。

#### 18 その他

- (1) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 理事長は、落札者が7(1)の資料に記載した配置予定の技術者が、当該工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 電子入札については、この通達に定めるもののほか福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この通達は、平成28年1月25日から施行する。